

管内採卵鶏農場からの殻付き卵輸出に係る 10 年間の取り組み

東部家畜保健衛生所 すぎうらふさこ 杉浦 総子、 すずきしげのり 鈴木 茂典

【はじめに】

平成 21 年、岡崎市にある A 鶏卵取扱会社が、管内の一採卵鶏農場から、殻付き卵をシンガポールへ輸出することを計画、当所へ協力要請があった。平成 22 年に農場認定の申請書を提出、平成 24 年に認定され輸出を開始し、それ以降、家畜伝染病の発生確認に関する証明書の発行、定期的なサルモネラ検査等に継続して関わっている。令和 2 年 3 月には、第 2 農場の認定申請のための現地調査を実施したことを機に、これまでの取り組みについて報告する。

【農場の概要】

農場は田原市北部に位置し、A 鶏卵取扱会社の直営農場である。場長含め 4 名で管理しており、採卵鶏 18,000 羽を、高床式開放鶏舎 2 棟、ひな段ケージ 2 段で飼育している。

【経緯】

平成 21 年 12 月、A 鶏卵取扱会社が、シンガポールへの殻付き卵輸出のため、農林水産省に接触した。農林水産省から、愛知県畜産課（以下、畜産課）に、①申請内容について管轄家畜保健衛生所（以下、家保）で現地も含めて確認すること、②内容について、家保所長の署名・公印による証明が必要であること、③申請書は家保から、畜産課、農林水産省を通じてシンガポール農食品獣医庁（以下、AVA。※現在はシンガポール食品庁：SFA）へ提出する必要がある、と伝達された。A 鶏卵取扱会社からは家保に、申請内容の証明の他、サルモネラ検査プログラムの設定等について協力要請があった。

申請の主体は A 鶏卵取扱会社で、申請内容の作成について、家保と管理獣医師がバックアップした。AVA 側からの質問や指示は、農林水産省、畜産課を通じて家保に届き、家保から A 鶏卵取扱会社、農場、管理獣医師らと相談した内容をまた畜産課に回答するという流れで進めた（図 1）。殻付き卵の輸出には、輸出相手国との 2 国間条件の締結が必要となる（図 2）。シンガポールでは、まず、農場として、AVA に認めてもらう必要があり、さらに、サルモネラ・

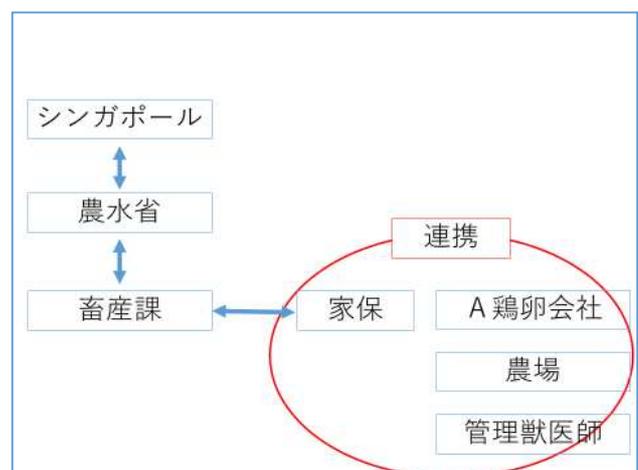


図 1：農場認定に係る体制

エンテリティディス（以下、SE）について検査し清浄であることを確認する、とあったが、これ以上の記載はなく、何を対象に、どんな方法で検査すべきかは示されていなかった。当時、日本から殻付き卵の輸出が可能であったのは、香港とシンガポールのみであったが、香港は、GPセンターについて「対香港輸出取り扱い施設」として、都道府県が登録をすることで輸出が可能であり、香港と比較してもかなり厳しい内容であった。また、具体的な方法は示されなかったことから、計画したものを提出してみてもAVAの回答を待つという、手探りでのスタートとなった。

なお、当時シンガポールへの輸出認定農場は、青森県、茨城県、沖縄県にそれぞれ1農場ずつのみであった。

【農場認定申請】

農場認定申請に必要な資料のうち、当所では、①バイオセキュリティの改善、②陽性時の対応を含めたサルモネラ検査プログラムの構築について関わった。

①については、図3・右側1~8のとおり、飼養衛生管理基準を基に、病原体の農場への侵入防止を中心とした内容に変更した。

②については、「鶏卵のサルモネラ総合対策指針（平成17年1月26日付：農林水産省消費安全局衛生管理課長通知）」に準じて、検体数を決め、検査回数は、会社・農場側の要望と、AVAの回答により調整した。また、農場の検査には公的機関が関わるよう、AVAから指示があり、年4回家保で検査している（図4）。

1 国内で輸出前6カ月間、高病原性鳥インフルエンザが発生していない
 2 卵は無精卵で、シンガポール農食品・獣医庁により卵の輸入を許可された農場である
 3 **サルモネラ・エンテリティディス（SE）について検査し清浄であることを確認** その他下記の疾病が輸出前3か月間に発生していない

強毒型ニューカッスル病、伝染性気管支炎、伝染性喉頭気管炎、鶏脳脊髄炎、伝染性アフリカ腫瘍病、産卵低下症候群1976、家きんカモネラ感染症（ひな白痢含）、マイコプラズマカリセプチム、マイコプラズマシビエ いずれかによる慢性呼吸器病、あひるウイルス性腸炎、あひるウイルス性肝炎

4 卵は清潔で新鮮であり、人の食用に適する
 輸出用の新しい使い捨て容器に包装されている

図2：シンガポール家畜衛生条件（平成22年当時）

1 鶏舎
 2 飼料タンク
 3 防虫・防鼠・防鳥

1 人
 2 野鳥・野生動物
 3 飲用水・飼料の汚染
 4 鶏舎内外の整理整頓
 5 鶏の健康管理・取扱い
 6 従業員の知識習得
 7 貯卵庫の衛生管理
 8 出荷する卵の衛生管理

病原体侵入防止を明記

図3：バイオセキュリティ

	管理 獣医師	家保	育雛会社	飼料会社	食品分析 センター
鶏盲腸便 (大鶏)	農場		80~95日齢		
鶏盲腸便 (成鶏)	年8回	年4回			
鶏舎環境	年8回	年4回			
飲み水		年1回			
飼料				月1回	
卵 (イッダ)					年4回

図4：現在のサルモネラ検査体制

【輸出開始後の対応】

申請から約2年後の平成24年4月に無事認定され、シンガポールへの輸出農場の認定は、当時国内では10年ぶり、東海地方からは初めてで、その年の7月から輸出を開始した。以降、当所では、輸出の都度、シンガポール家畜衛生条件（図2）に沿った内容で「家畜伝染病の発生確認に関する証明書」、いわゆる無病証明を発行している（現在の証明すべき項目は2疾病のみ）。月2回の管理獣医師の農場訪問時の報告書と、年4回のサルモネラ検査で当所が農場状況を確認することで、証明書発行の根拠としている。

【AVAによる現地調査】

その後、平成30年にAVAによる現地調査があった。A鶏卵取扱会社、農場の他、畜産課と当所で対応した。農場に入る際のルール作りの他、飼養衛生管理基準の遵守状況、AVAからの当日の質問事項への対応のため、現地確認を2回実施した。調査の当日は事前説明会が開催され、サルモネラ検査の方法、SE検査陽性時の対応について当所より説明した。その後農場に移動し、アウト後の消毒方法等について確認された他、調査者は鶏舎内を見回って防鳥ネットの破損等がないか確認した（写真1）。



写真1：AVA職員が鶏舎内を確認

【まとめ】

現在、市内にある直営第二農場についても、申請の準備を進めている。第一農場に準じた内容で、令和2年3月には、当所による現地調査を実施した。国内でのHPAI発生などで一時的に止まることはあったが、ほぼ毎週輸出を継続しており、現在、A鶏卵取扱会社は、シンガポールに対して日本で最大の殻付き卵輸出会社となっている。

低卵価の続く中、海外へ目を向ける経営者は今後も現れると推測され、本事例はモデルケースとなると考える。家保としては、飼養衛生管理基準の遵守指導による農場のバイオセキュリティの維持等、安定した輸出の継続のため、バックアップしていけたらと考えている。

発表にあたり、写真や資料等ご提供いただいた、A鶏卵取扱会社に深謝します。